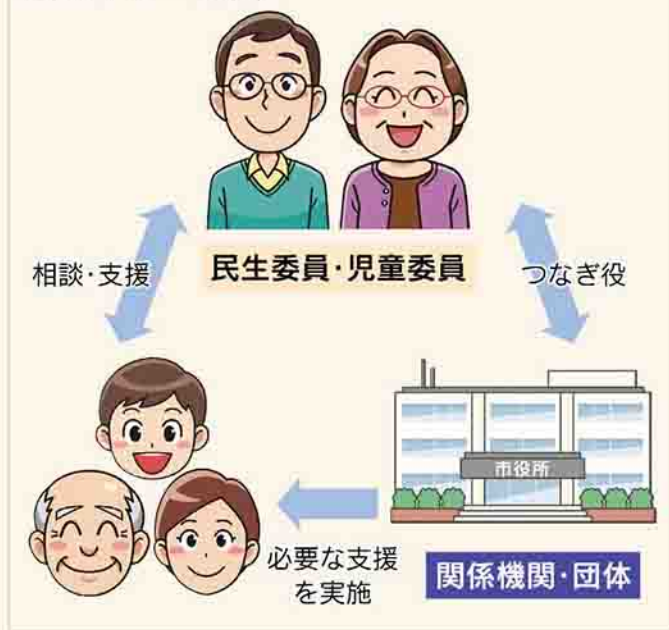


地域の身近な相談相手

『民生委員・児童委員』

民生委員とは、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は、児童福祉法によって児童委員も兼ねています。
市民の立場から生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行い、市民と行政や専門機関のつなぎ役として、地域のネットワークづくりに携わっています。
詳しくは、**本地域包括ケア課**(☎22250)へ。

民生委員・児童委員の活動イメージ図



近所のおじいちゃん、最近見かけないけど、大丈夫かな？



親の介護で疲れた



こんなときは
民生委員・児童委員に
相談してください

ひとりぼっちで子育て。
助けてほしい



毎日子どもを怒鳴る声が聞こえる。
虐待では？



こんな活動をしています

相談支援活動

高齢者世帯や子育て家庭等、地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談に乗ります。

見守り活動

「高齢者見守り訪問」や小学生の登下校時の見守りなど、行政機関の依頼に基づき、訪問活動や地域の見守りを行っています。

サロン活動

高齢者サロンや子育てサロンを開き、外に出る機会が少ない人が気軽に出席できる、地域の中の仲間づくりの場を設けています。

市は毎月無料の人権相談を行っています。そのほか、以下のような電話相談もあります。

名称	電話番号
みんなの人権110番	0570-003-110
子どもの人権110番	0120-007-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810

4月1日付で、法務大臣から宇木京子さん(伊香保地区・再任)が人権擁護委員に委嘱されました。
人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間のボランティアです。市では現在、18人の人権擁護委員が活動しています。
詳しくは、**本地域包括ケア課**(☎22250)へ。

4月1日付で
人権擁護委員が
委嘱されました